

## 地方独立行政法人岩手県工業技術センター研修生受入規則

制定 平成18年4月1日  
最終改正 令和4年4月1日

## (目的)

第1条 この規則は、地方独立行政法人岩手県工業技術センター（以下「法人」という。）が、法人が所持する工業に関する知識・技術等を法人以外の者に移転又は習得させ技術水準の向上に資するために行う研修に関し必要な事項を定める。

## (研修の申請)

第2条 この規則の対象者は、原則として県内に工場又は事業所を有する中小企業者等（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる中小企業者又は理事長が特に認める者をいう。）（以下「中小企業者等」という。）に所属する者とする。

2 研修を希望する者の所属する中小企業者等の代表者は、研修申請書（様式第1号）を理事長に提出し、その許可を受けなければならない。

## (研修生の受入許可)

第3条 理事長は、前条の申請があった場合において、その申請の内容が適当と認めるときは、研修申請書を受け取った日から7日以内に研修生受入書（様式第2号）により通知する。また、理事長は、岩手県における工業振興にとって有益と判断する研修内容の申請を優先的に許可する。

## (研修期間)

第4条 前条の規定による許可を受けた研修生（以下「研修生」という。）の研修期間は、法人の業務に支障のない範囲において、1年を限度として理事長が決定の上、研修生に通知する。

## (研修期間の延長)

第5条 研修生は、決定された期間内にその目的を達成する見込みがないため、研修期間を延長しようとするときは、期間終了日の7日前までに、研修期間延長願（様式第3号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、延長後の期間は、1年間を超えない。

## (受入内容の変更又は取消し)

第6条 理事長は、研修生が、その研修を遂行する見込みがないと認められたとき、又はその研修が法人の業務に著しく支障をきたすとき、その他研修生に法人の設置目的に反すると認められる行為があったときは、その受入れの内容を変更し、又は取消しをすることができる。

## (研修結果)

第7条 研修生は、研修を終了し、又は中止したときは、研修結果報告書（様式第4号）を終了時又は中止時までには理事長に提出しなければならない。研修で得られた成果は法人、研修生及び研修生の所属する中小企業等が共有するものとし、その公表等については両者の協議による。

## (研修終了証書の交付)

第8条 理事長は、研修生が前条の規定による研修結果報告書を提出した者で、研修目的を達成したと認めたものについては、本人の申出により研修終了証書（様式第5号）を交付することができる。

## (災害免責)

第9条 研修生の研修による災害（負傷、疾病、廃疾又は死亡をいう。）については、研修生の責任において処理する。

## (学生の受入)

第10条 特例として学生の受入を行うことができ、研修を希望する学生の所属する組織等の代表者が申請を行うものとする。ただし、原則として法人が実施中の研究等に関連がある内容で、理事長が岩手県における工業振興にとって有益と判断する研修内容についてのみ受入を許可する。

- 2 学生の研修による災害（負傷、疾病、廃疾又は死亡をいう。）又は学生の責めに帰すべき利用により設備等に破損が生じたときは、派遣元責任者の責任において処理する。
- 3 研修で得られた成果の公表については、事前に法人の許可を得るものとする。

（補則）

第11条 この規則に定めるもののほか、研修生の受入に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年3月14日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。